

京都市特定環境保全公共下水道条例の一部を改正する条例（平成26年3月25日京都市条例第171号）（上下水道局総務部経営企画課及び技術監理室地域事業課）

## 1 条例改正の趣旨

消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、下水道使用料に乗じる消費税及び地方消費税の税率を改正するとともに、規定を整備しました。

## 2 条例改正の概要

### (1) 下水道使用料の額の改定

下水道使用料の額を、基本使用料の額及び従量使用料の額に100分の108（改正前100分の105）を乗じて得た額に改定しました。

### (2) 適用区分

改定後の下水道使用料は、平成26年5月1日（2月の汚水排出量の認定を行う場合にあっては、同年6月1日）以後に認定する汚水排出量に係る分について適用することとしました。

### (3) 規定の整備

その他必要な規定を整備しました。

### (4) 施行日

この条例は、平成26年4月1日から施行することとしました。

京都市特定環境保全公共下水道条例の一部を改正する条例を公布する。

平成26年3月25日

京都市長 門川 大作

京都市条例第171号

京都市特定環境保全公共下水道条例の一部を改正する条例

京都市特定環境保全公共下水道条例の一部を次のように改正する。

第16条第1項前段及び第17条第1項前段中「100分の105」を「100分の108」に改める。

第17条の2第2項中「管理者」を「市長」に改める。

第18条第1項前段及び第19条第1項前段中「100分の105」を「100分の108」に改める。

第20条第1項前段中「前4条」を「第16条から前条まで」に、「100分の105」を「100分の108」に改め、同条第4項中「つど」を「都度」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の京都市特定環境保全公共下水道条例（以下「改正後の条例」という。）の第16条、第17条及び第18条から第20条までの規定は、平成26年5月1日（改正後の条例第21条第5項の規定により2月の污水排出量の認定を行う場合にあつては、同年6月1日。以下「適用日」という。）以後に認定する污水排出量に係る使用料について適用し、適用日前に認定する污水排出量に係る使用料については、なお従前の例による。

(上下水道局総務部経営企画課及び技術監理室地域事業課)